



# 島根県報

平成29年7月28日（金）

第2,924号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【規 則】**

島根県行政組織規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 2

**【告 示】**

保安林の指定（2件） (森 林 整 備 課) 3

公有水面埋立ての免許 (漁港漁場整備課) 3

**【公 告】**

特定計量器の定期検査の実施 (商 工 政 策 課) 6

**【人委規則】**

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則 7

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 8

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 8

## 公布された条例等のあらまし

## ◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第46号）

## 1 規則の概要

(1) 地方機関の組織改正を次のように行うこととした。

部	事務所等	改正の概要
総務部	東部県民センター	「隠岐税務部」を設置

(2) その他所要の改正

## 2 施行期日

平成29年 8 月 1 日から施行することとした。

**規 則**

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 7 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第46号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項の表東部県民センターの部納税部の項中「、隠岐税務課」を削り、同項の次に次のように加える。

隠岐税務部	税務課
-------	-----

第22条第6項の表納税部及び税務部の項中「及び税務部」を削り、同項第1号及び第2号中「こと」の次に「（隠岐税務部の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

## 隠岐税務部

- (1) 県税及び県税に係る附帯金の徴収並びにこれらの収納管理（収納及び納税証明書の発行に限る。）に関すること（隠岐郡に係るものに限る。）。
- (2) 軽油引取税の事務（免税軽油使用者証及び免税証の交付等に限る。）に関すること（隠岐郡に係るものに限る。）。
- (3) 徴収委託を受けた他の地方団体の税の徴収に関すること（隠岐郡に係るものに限る。）。

第22条第6項の表課税部の項の次に次のように加える。

## 税務部

- (1) 県税及び県税に係る附帯金の賦課徴収並びにこれらの収納管理に関すること。
- (2) 徴収委託を受けた他の地方団体の税の徴収に関すること。

第70条第1項の表隠岐支庁農林局家畜衛生部長の項の次に次のように加える。

東部県民センター隠岐税務部長	隠岐支庁県民局長
----------------	----------

第70条第2項の表隠岐支庁県民局税務課の項中「東部県民センター納税部隠岐税務課」を「東部県民センター隠岐税務部税務課」に改める。

## 附 則

この規則は、平成29年 8 月 1 日から施行する。

**告 示**

**島根県告示第414号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年 7 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所  
大田市水上町福原623-4
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**島根県告示第415号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年 7 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所  
大田市温泉津町小浜字寶神山イ933-1、イ934-1、イ935-2
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**島根県告示第416号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成29年 7 月28日

## 1 免許年月日

平成29年7月7日

## 2 免許受人

島根県松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 溝口善兵衛

## 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 埋立区域

## ア 位置

## 起点部（区域－A）

島根県隠岐郡隠岐の島町加茂薬師谷269番6から同釜土井223番21に至る地先公有水面

## 中央部（区域－B）

島根県隠岐郡隠岐の島町加茂釜土井223番21地先公有水面

## 終点部（区域－C）

島根県隠岐郡隠岐の島町加茂坂浦222番5から同210番5に至る地先公有水面

## イ 区域

## 起点部（区域－A）

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と14の地点を結ぶ平成28年の秋分の満潮位（C. D. L. +0.43メートル）における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

1の地点 隠岐加茂港沖防波堤灯台（北緯36度10分23秒、東経133度16分48秒、以下「原点」という。）から351度12分40秒、1,379.41メートルの地点

2の地点 1の地点から204度24分07秒、8.83メートルの地点

3の地点 2の地点から216度42分57秒、4.54メートルの地点

4の地点 3の地点から219度17分02秒、4.29メートルの地点

5の地点 4の地点から219度15分57秒、14.80メートルの地点

6の地点 5の地点から214度21分41秒、20.76メートルの地点

7の地点 6の地点から214度21分22秒、9.33メートルの地点

8の地点 7の地点から204度37分53秒、10.39メートルの地点

9の地点 8の地点から204度37分22秒、19.69メートルの地点

10の地点 9の地点から199度46分37秒、23.03メートルの地点

11の地点 10の地点から193度55分00秒、16.74メートルの地点

12の地点 11の地点から194度13分11秒、22.34メートルの地点

13の地点 12の地点から182度56分04秒、17.09メートルの地点

14の地点 13の地点から183度10分54秒、19.84メートルの地点

## 中央部（区域－B）

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と2の地点を結ぶ平成28年の秋分の満潮位（C. D. L. +0.43メートル）における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

1の地点 起点部（区域－A）で定めた原点から344度19分49秒、1,096.74メートルの地点

2の地点 1の地点から195度10分13秒、10.38メートルの地点

## 終点部（区域－C）

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と4の地点を結ぶ平成28年の秋分の満潮位（C. D. L. +0.43メートル）における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

- 1の地点 起点部（区域－A）で定めた原点から336度44分05秒、910.77メートルの地点  
2の地点 1の地点から205度28分53秒、3.81メートルの地点  
3の地点 2の地点から296度03分40秒、0.76メートルの地点  
4の地点 3の地点から204度27分38秒、31.10メートルの地点

## ウ 面積

- 起点部（区域－A） 2,335.63平方メートル  
中央部（区域－B） 1.57平方メートル  
終点部（区域－C） 107.93平方メートル  
合計 2,445.13平方メートル

## (2) 埋立てに関する工事の施行区域

## ア 位置

## 起点部（区域－D）

島根県隠岐郡隠岐の島町加茂垣ノ内291番9、同薬師谷269番6、同柯尾尻256番3及び同釜土井223番21地内並びに同薬師谷269番6から同釜土井223番21に至る地先公有水面

## 中央部（区域－E）

島根県隠岐郡隠岐の島町加茂釜土井223番21地内及び同223番21に至る地先公有水面

## 終点部（区域－F）

島根県隠岐郡隠岐の島町加茂釜土井223番21、同坂浦222番5、同218番6、同218番5、同217番1、同210番5、同210番3、同205番及び同坂浦218番6から同217番1に至る地先里道地内並びに同釜土井223番21から同坂浦205番に至る地先公有水面

## イ 区域

## 起点部（区域－D）

次の各地点を順次結んだ線及びD.15の地点とD.1の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- D.1の地点 起点部（区域－A）で定めた原点から355度05分16秒、1,327.87メートルの地点  
D.2の地点 D.1の地点から207度33分52秒、51.95メートルの地点  
D.3の地点 D.2の地点から216度14分45秒、45.81メートルの地点  
D.4の地点 D.3の地点から186度41分17秒、33.63メートルの地点  
D.5の地点 D.4の地点から165度18分00秒、63.31メートルの地点  
D.6の地点 D.5の地点から266度18分41秒、126.18メートルの地点  
D.7の地点 D.6の地点から357度03分10秒、45.86メートルの地点  
D.8の地点 D.7の地点から339度18分49秒、22.18メートルの地点  
D.9の地点 D.8の地点から348度12分42秒、19.42メートルの地点  
D.10の地点 D.9の地点から0度58分48秒、10.06メートルの地点  
D.11の地点 D.10の地点から17度27分38秒、113.48メートルの地点  
D.12の地点 D.11の地点から52度08分29秒、46.17メートルの地点  
D.13の地点 D.12の地点から23度07分12秒、28.58メートルの地点  
D.14の地点 D.13の地点から112度30分59秒、41.18メートルの地点  
D.15の地点 D.14の地点から202度35分07秒、30.00メートルの地点

## 中央部（区域－E）

次の各地点を順次に結んだ線及びE.5の地点とE.1の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- E.1の地点 起点部（区域－A）で定めた原点から345度32分28秒、1,111.15メートルの地点  
E.2の地点 E.1の地点から195度57分26秒、53.81メートルの地点

E.3の地点 E.2の地点から281度25分41秒、18.46メートルの地点

E.4の地点 E.3の地点から16度10分52秒、26.75メートルの地点

E.5の地点 E.4の地点から16度31分34秒、29.23メートルの地点

終点部（区域－F）

次の各地点を順次に結んだ線及びF.4の地点とF.1の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

F.1の地点 起点部（区域－A）で定めた原点から339度36分46秒、888.86メートルの地点

F.2の地点 F.1の地点から203度00分38秒、59.63メートルの地点

F.3の地点 F.2の地点から284度06分08秒、55.99メートルの地点

F.4の地点 F.3の地点から23度00分40秒、68.30メートルの地点

#### ウ 面積

起点部（区域－D） 28,650.41平方メートル

中央部（区域－E） 1,001.78平方メートル

終点部（区域－F） 3,538.23平方メートル

合計 33,190.42平方メートル

#### 4 埋立地の用途

道路用地及び漁港環境整備施設用地

## 公 告

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公告する。

平成29年7月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号の非自動はかり（同令第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

#### 2 実施する定期検査

- (1) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号又は第3号の規定に該当する特定計量器の検査

検査 期 日	検査 場 所	検査 区 域
11月9日から12月15日まで	特定計量器の所在の場所	出雲市、江津市、津和野町、吉賀町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第2号、第4号又は第5号の規定に該当する特定計量器の検査

検査 期 日	検査 場 所	検査 区 域
8月28日から11月8日まで	特定計量器の所在の場所	出雲市、江津市、津和野町、吉賀町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (3) (1)又は(2)に該当しない特定計量器の検査

市 町 村	検査 期 日	検査 時 間	検査 場 所
江津市	8月28日	13時から16時まで	江津市役所

	8月29日	9時30分から16時まで	
	8月30日から8月31日まで	10時から16時まで	
	9月1日	10時から14時30分まで	
吉賀町	9月5日	9時30分から16時30分まで	吉賀町役場
	9月6日	9時30分から15時30分まで	
	9月7日	9時30分から10時30分まで	
津和野町	9月12日	10時から16時まで	津和野町役場
	9月13日	10時から15時まで	
	9月14日	10時から16時まで	
	9月15日	9時30分から11時まで	
出雲市	9月25日から9月26日まで	10時から15時まで	出雲市役所
	9月27日	10時から16時まで	
	9月28日	10時から15時30分まで	
	9月29日	10時から16時まで	
	10月2日	10時から16時まで	
	10月3日から10月4日まで	10時から15時まで	
	10月5日	10時から16時まで	
	10月6日	10時から15時30分まで	
	10月23日から10月25日まで	10時から15時30分まで	
	10月26日から10月27日まで	10時から16時まで	
	11月6日から11月8日まで	10時から16時まで	

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

## 人 事 委 員 会 規 則

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 7 月 28 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

### 島根県人事委員会規則第18号

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限を委任する規則（昭和37年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 産業技術センターに勤務する研究員の職への採用の選考

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に実施した島根県職員（研究員）採用選考試験の合格者の決定については、この規則による改正後の職員の任用に関する権限を委任する規則第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 7 月 28 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

#### 島根県人事委員会規則第19号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第6中「東部県民センター納税部隠岐税務課」を「東部県民センター隠岐税務部」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成29年 8 月 1 日から施行する。

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 7 月 28 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

#### 島根県人事委員会規則第20号

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第79町長部局の項を次のように改める。

町長部局	課長 室長 所長 総括監 課長補佐
------	-------------------

別表第79教育委員会事務局の項中「教育長」を「教育次長」に改め、同表に次のように加える。

病院	院長 診療所長 部長 事務長
----	----------------

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。